

小田原市下水道運営審議会 会議録

会議名	平成29年度第1回小田原市下水道運営審議会	
日時	平成29年11月21日（火）午後2時00分～午後3時30分	
場所	小田原市役所4階 議会第3委員会室	
次第	1 開会 2 議題 (1) 下水道使用料減免制度見直しの経過等について (2) 小田原市下水道事業経営戦略（案）について (3) その他 3 閉会	
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1 委員名簿 ・資料2 下水道使用料減免制度見直しの経過等について ・資料3 小田原市下水道事業経営戦略（案）について ・資料4 下水道使用料の徴収漏れについて 	
出席者	審議会	茂庭会長、関野副会長、川瀬委員、丸山委員、畠山委員、早瀬委員、望月委員、小野委員、小澤委員、松田委員、川原委員
	事務局（市）	部長、副部長、下水道総務課長、下水道総務課副課長、総務係長、業務係長、業務係主査、下水道整備課長、下水道整備課副課長、下水道整備課副課長
傍聴者	0人	

事務局

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から平成29年度第1回小田原市下水道運営審議会を開会いたします。本日の会議の進行を務めさせていただきます、事務局の下水道総務課長の清水でございます。よろしく願いいたします。本日の会議につきましては、お手元の審議会次第により進めさせていただきます。

なお、本日の出席者は、審議会委員12名中11名で、審議会の開催に必要な定足数である、過半数に達しておりますことをご報告いたします。会議に先立ちまして、委員の変更がありましたのでご報告させていただきます。資料1の委員名簿をご覧ください。平成29年4月1日付けの人事異動に伴いまして、神奈川県流域下水道整備事務所所長が、三枝委員から松田委員に変更となりましたので、ご承知おき願います。また、事務局職員も変更となっておりますので、ここで委員の皆様にご自己紹介をいただきますとともに、事務局職員を紹介したいと思います。

まず、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。

〈委員自己紹介〉

事務局

引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

〈事務局自己紹介〉

事務局

それでは、ここから、会長に進行をお願いしたいと存じます。会長、よろしく願いいたします。

会長

ただいまから、平成29年度第1回小田原市下水道運営審議会を開会いたします。

まず、昨年度開催した審議会同様、審議会は原則公開でございますので、傍聴者がいる場合には入室を許可します。事務局、いかがですか。

事務局

本日の下水道運営審議会の傍聴希望者はおりませんでした。以上でございます。

会長

それでは、審議会を進めていきますが、本日の審議会は、報告事項のみとなっておりますので、ご承知おき願います。

次第2「報告事項」

会長

それでは、報告事項(1)「下水道使用料減免制度見直しの経過等について」事務局から説明願います。

事務局

それでは、報告事項(1)下水道使用料減免制度見直しの経過等についてご報告いたします。はじめに、審議会委員が一部変更となっておりますので、昨年度の主な審議経過についてご説明いたします。本市では、小田原市下水道条例及び同条例施行規則の規定により、生活保護制度の利用世帯について、申請に基づき下水道使用料を全額免除しています。

しかし、生活保護費には下水道使用料が含まれており、使用者負担の公平性等の観点から、この取扱いが適正か否かが課題となっております。このような状況から、下水道使用料に係る減免制度の見直しについて、昨年12月に市長から小田原市下水道運営審議会へ諮問がなされました。本審議会では、計3回に渡りご議論いただき、本年3月に答申書が市長へ提出されました。答申書では、生活保護費に下水道使用料が含まれていることを踏まえると、当該減免制度を受けていない使用者との間において、不公平が生じているものと考えられること、水道料金や電気料金などの公共料金には当該減免制度が存在しないことなどの観点から、生活保護利用世帯に対する減免制度

を廃止することに対して異議のない旨の答申でございました。

以上が昨年度の主な審議経過でございます。本日は、昨年度の答申書提出以降の経過等につきましてご報告いたしますので、審議会資料の2をご覧ください。

まず、「1 平成29年度の主な経過」です。

4月20日に、減免制度の見直しについて小田原市議会建設経済常任委員会へ報告を行いました。当委員会では、減免となっている対象世帯数や減免額、また、他市の状況などについてご質問がありましたが、大きな反対のご意見はありませんでした。

続いて、6月1日には、減免制度を具体的に規定している小田原市下水道条例施行規則を一部改正しました。改正内容といたしましては、生活保護利用世帯への免除制度を今年12月から廃止することを定めるとともに、新たに災害に対する減免制度を追加いたしました。

また、周知につきましては、広報紙及びホームページへ減免制度の見直しについて掲載しました。続いて、6月29日には、生活保護による減免制度利用者へ、当該制度の見直しについて個別に通知を送付しました。

なお、11月1日には、今年12月から生活保護による下水道使用料の免除申請の受付を終了することに先立ち、再度、広報紙へ減免制度の見直しについて掲載したところです。

次に、「2 個別通知に係る対応の状況」です。6月29日に生活保護による減免制度利用者1,266世帯に対し個別通知を送付しました。その問い合わせ状況について記載しています。これまでのところ、29件の問い合わせがありました。(3)には、寄せられた主な問い合わせの内容を記載しています。多くは「いつから、いくら支払わなければならないのか。」との問い合わせでありました。なお、広報紙掲載に伴う問い合わせは、これまでのところありません。このように、現在まで数多くの問い合わせはありませんが、今後、実際に下水道使用料を支払う段階になり始めると問い合わせは増加

してくるものと考えておりますので、個別に丁寧に対応していきたいと考えております。

最後に、「3 今後のスケジュール」についてです。

まず、今月30日をもって、生活保護による下水道使用料の免除申請の受付を終了します。

続いて、翌日の12月1日に当該免除制度が廃止となり、12月1日以降を起点とする使用水量に対し、平成30年2月1日から、順次、下水道使用料の請求が発生することになります。なお、本市は、下水道使用料の請求開始に先立ち、さらに十分な周知を図るため、再度、免除中の使用者へ個別に通知する予定です。

以上で、報告事項（1）下水道使用料減免制度見直しの経過等についてご報告を終わります。

会長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質疑等ございますか。

委員

先ほどの問合せ件数などで特に問題はないと思うが、1月、2月に審議したように生活保護利用者に厳しい市ではないかということがあった。不安や拒否とは言わないが、困ったというネガティブな問合せはどうであったのか。

事務局

請求金額が決まってからの問い合わせが多いのではないかと考えている。昨年度もご説明したが、新たにお支払いいただくのは、2ヶ月で平均約3,000円である。世帯人員数に応じてこの金額は上下するが、中には不安になる方もいらっしゃると思う。生活保護費に含まれているので、お支払いいただくのが原則であると考えているが、なかなか難しければ福祉サイドと連携をとり丁寧に個別に対応させていただき、ご理解を得ていきたいと考えている。

委員 そういう意味では、29件の中にネガティブなものはなかったということ
でよろしいか。

事務局 そうです。

会長 今までに経験したことがないので分からないが、これから実際に料金の請
求がいったら、どのくらい問い合わせが来ると予想しているのか。

事務局 個別通知を1回発送し、今後もう1回発送する予定だが、まだ中味を良く
見ていない方も当然いらっしゃると思う。請求書を見て、これはどういうこ
とかということがあると思う。今、千数百世帯が対象だが、100から
200件程度は問合せがあると想定している。1回お問合せをいただいて、
だいたい終了すると思うが、ご納得がいかない方もいらっしゃると思うので、
延べ件数としては、もう少し増えると考えている。

会長 第1回目の支払いは現金で払うのか。

事務局 基本的にはそうなる。口座振替引き落としの手続きをすれば、その方法も
可能である。

会長 請求書が届かないとできないのか。

事務局 そうです。下水道総務課ではなく、福祉サイドにも問合せがいくと思うが、
そこは情報共有して対応していきたいと考えている。

会長 ご発言も尽きたと思いますので、報告事項(1)「下水道使用料減免制度見
直しの経過等について」を終わります。

それでは、報告事項（２）「小田原市下水道事業経営戦略（案）について」事務局から説明願います。

事務局

それでは、報告事項（２）小田原市下水道事業経営戦略（案）についてご報告いたします。

この経営戦略につきましては、昨年１２月６日開催の小田原市下水道運営審議会におきまして、平成２９年度中に策定する旨をご報告させていただきました。ご参考までに前回の資料を卓上に配布させていただいております。今年度に入り、本格的に策定作業を進めており、その概要版が出来上がりましたのでご報告するものでございます。

お手元にごございます『資料３』をご覧ください。初めに本市の下水道事業の現状と課題についてご説明させていただき、ご理解を深めていただいたうえで、経営戦略についてご説明させていただきます。本市では、公共水域の水質保全を重視する観点から、汚水と雨水を別々の管渠を使い排除する分流式で整備を進めております。平成２８年度末の人口普及率は８２．６％であります。また汚水量は、約２，９３０万 m^3 ですが、そのうち下水管路に浸入する下水以外の雨水や地下水等の不明水は約９５０万 m^3 で汚水量の３２．２％を占めています。下水道使用料については、一般家庭の平均である２か月当たり３５ m^3 と比較すると県内順位で高い方から２番目ですが、使用料による汚水処理に係る経費の回収率は、約９３．６％であり、使用料のみでは経費を賄うことができておりません。

次に課題でございますが、人口減少社会の到来、省資源化による水需要の減少に伴う使用料収入の減少により、事業の収入は減少傾向にあります。一方で本市下水道事業は、昭和３４年度に事業着手しておりますが、先ほど申し上げたとおり平成２８年度末の人口普及率は８２．６％であり、依然として未普及地域解消の課題が残されています。さらに、施設の老朽化が進み維持管理、改築を平行して行わなければならないため更新費用が増大するとと

もに修繕費及び流域下水道維持管理負担金等の維持管理費についても増加傾向にあるため、支出は増加傾向にあります。

また、下水管路に浸入する雨水や地下水等の不明水が多いため、不明水の削減が必要です。さらに企業債元利償還金の支払いが今後10年間は高止まりであり、平成30年度から平成39年度までの10年間で約367億円の支出と見込まれています。

最下段の円グラフは、平成28年度の資金収支のグラフであります。収入合計約79億3千2百万円のうち、下水道使用料が36億5千5百万円、一般会計からの繰入金が21億5千万円、企業債の借入れが18億4千4百万円となっております。一方で支出は、企業債元利償還金が44億1千6百万円、下水道施設の維持や使用料の徴収などに係る支出である維持管理費19億6千4百万円、下水道施設の建設等の投資に係る支出である建設改良費が11億8千4百万円であります。収入の最後に収入と支出の差額として、剰余金として3億6千8百万円を載せております。平成28年度では、収支の差額がプラスとなっておりますが、企業債の返済を平準化するための企業債の借入である平準化債等の企業債の借入約18億円を行ったうえでの金額です。平成33年度以降は資金収支がマイナスになる見込みであります。

それでは、経営戦略の説明に入らせていただきます。ただいまご説明いたしました本市下水道事業の現状と課題等を踏まえたうえで、現在、小田原市下水道事業経営戦略の策定を進めております。お手元にございます『小田原市下水道事業経営戦略（案）【概要版】』をご覧ください。

始めに『1. 経営戦略作成の趣旨』でございます。本市と同様に、全国的にも下水道事業では収入の減少と支出の増加により、経営環境はいっそう厳しさを増しております。そのため企業としての経済性の発揮と公共の福祉の増進を図るとともに、将来にわたり事業を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画であります「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むよう、総務省から要請

されています。

次に『2. 経営戦略の位置づけ』であります。この経営戦略は、上位計画である『おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）』及び神奈川県に関連計画と整合性を図りながら、「豊かな生活基盤のある小田原」であり続けるために、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画（基本方針）として位置付けており、その計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とする予定であります。

次に経営戦略を構成する各項目の説明をさせていただきます。まず『3. 投資・財政計画』であります。「投資・財政計画」は、本市下水道事業の経営財務等の状況について、現状を的確に把握した上で、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源の見通しである「財源試算」の収入とが可能な限り均衡するように調整すべき計画であり、経営戦略の中心となるものであります。投資と財政の均衡を調整するためには、投資の効率化、使用料改定等、様々な検討が必要となります。

次に『3-1. 投資計画』でございますが、平成30年度から平成39年度までの10年間のうち、平成30年度から平成32年度までの3年間の投資計画は、現在の下水道事業計画等の関連計画に従って見込んでおります。それ以降の平成33年度から平成39年度までの投資計画については、現時点で事業継続に最低限必要な投資を見込んでおります。その10年間の投資計画においての主な投資の内容の見込み額は、汚水管渠の新規整備に、51億5千万円。汚水管渠の改築・改良に41億2千万円、雨水渠の整備に19億円。流量計の設置に3億円となっております。

ただし、現在本市では、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とするストックマネジメント計画の策定準備を進めております。ストックマネジメント計画は平成32年度に策定される予定ですが、こ

の計画策定に伴い、経営戦略の投資計画が大幅に変更になる可能性がありますことから、平成32年度には、ストックマネジメント計画に従って経営戦略における投資・財政計画を見直す必要があるものと考えております。

次に『3-（2）財政計画』でございますが、「投資・財政計画」の財政すなわち財源の見込みであります。

下水道事業経営の根幹をなす下水道使用料については、人口減少等に伴い収入の減少等を見込んでおります。『（1）. 投資計画』及び企業債の元利償還金等の支出を差引すると、平成33年度から資金収支がマイナスになる見込みであります。このため使用料については、今後、審議会でのご意見をいただきながら、使用料改定の要否を検討してまいります。また一般会計からの繰入金についても増額を検討してまいります。繰入金とは、一般会計が公営企業会計に対して本来負担（繰出）すべき経費のことです。その額は、国が示す「繰出基準」によって算出されます。しかし現在、繰出基準に従って算定した金額と比較すると実際の繰入金が下回っておりますので、この差額につきまして、増額の検討を行ってまいります。

次に、『3-（3）効率化・経営健全化の取組方針』につきましては、今後の本市下水道事業の主な新たな取り組みでございます。未普及地域解消のための新規整備に加えて、施設の老朽化が進み改築・更新を平行して行わなければなりません。それらの新設と改築には、多大な資金が必要となるため、新たな取り組みとしてストックマネジメントを活用して、計画的・効率的な維持管理及び改築を行いライフサイクルコストの低減と投資の平準化を行います。

さらに、新たな取り組みとして、ストックマネジメント計画と連動した、より効果的な不明水対策、様々な官民連携手法による民間活力の活用の検討、業務継続計画(BCP)の定期改定等による災害対策の推進を図ってまいります。

経営戦略策定後の経営戦略の事後検証、更新につきましては、毎年度進捗管理を行うとともに3年から5年を目途に、また合併等の前提条件の激変時

に検証及び必要な見直しを行い、投資と財源のバランスを随時図ってまいりたいと考えております。

これまで説明させていただきました内容については、【概要版】の次に添付いたしております総務省の経営戦略の作成様式に記載する形で作成を進めてまいります。

最後に経営戦略作成の今後のスケジュールですが、本日の審議会でのご意見等を踏まえたうえで、平成30年2月に議会報告を行うとともにパブリックコメントを行い、平成30年3月末までに作成を完了してまいりたいと考えております。なお平成30年4月上旬には下水道運営審議会の委員の方々に、この経営戦略の完成版をご送付させていただきますのでご了承をお願いいたします。また、平成30年4月に小田原市ホームページ等で広く市民に公表予定であります。以上で小田原市下水道事業経営戦略（案）についてご報告を終わらせていただきます。

会長 説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質疑等ございますか。

委員 投資計画の中で流量計設置が3億円となっている。課題の中で、雨水や地下水等の不明水が多いと書いてあるが、小田原市が多いのか。他の地域も多いのか。近くに川があるなどの地盤によるものなのか。

事務局 全体の汚水のうち、小田原市の有収水量、これは使用料をいただいている分の水量のことだが、その割合が64.8%である。その残りが不明水で、その多さは県内32事業体のうち32番目となっている。

会長 多いということか。

事務局 一番多い。小田原市は、地下水が高いということも1つの要因だと考え

られる。

会長

確かに30%を越えるのは多い。大体、教科書に書く時は、10～20%である。下水管が老朽化してくると、継ぎ目からどうしても地下水が高いと水が入ってくる。小田原市は流量計設置を進めているが、きちんと計れていないことがあるのか。

事務局

小田原市はすべて流域下水道で汚水进行处理している。流域幹線がいくつかあるが、この幹線に小田原市の管が落ち込むところに流量計を設置することになっている。それが全部で46箇所あるが、平成29年度までには、30箇所が終わる予定である。それを全部が終了すると、小田原市の不明水を含めた流量が分る。平成30年、31年で残りの16箇所を設置する予定である。

会長

それも不明水の流量が増えている原因のひとつか。

事務局

不明水を明確に把握するのが流量計である。

会長

実際の量よりも多く計っているような結果が出ているのか。

事務局

現在は、小田原市のすべての接続箇所に流量計が設置されていないので、他市町の流量等により、実汚水量を算出している状況である。

委員

今後、経営戦略を作成するとのことだが、収入面から言うと、不明水の問題もあったが、本来は、料金を取らなければいけないところから取っていないという状況はどうなのか。つまり、下水道に接続しなければならないのに接続していないところもあるのではないか。

事務局

接続率については、平成28年度決算で93.2%、県内でもあまり高くないという実態である。実際に下水道を整備しても、まだ接続いただけていない家庭が約7%ある状況である。それに対しては、接続促進として、臨時職員を一人雇用し、市内全地域を回って接続してもらうPR事業を行っている。

委員

3(2)でも説明があったが、ストックマネジメントは、何となくイメージは分かるが、具体的にストックは何を言っていて、それをどうマネジメントするのか分りやすく簡潔に教えてもらいたい。資料3で、平成28年度の下水道事業収支の表があるが、収入が下水道使用料の約36億円、支出では維持管理費が約19億円、建設改良費が約11億円である。そこだけピックアップすると、収入に対して支出の割合は80数パーセント位である。ただし、企業債の償還が約44億円あるので、それを繰入金の約21億円で賄うが、繰入金では足りないのが現状である。繰り入れが不足しているのはそういう意味だと捉えたが、そういう見方でいいのか。将来的にも厳しいので、下水道使用料を上げていかないと経営できないという説明なのか、確認したい。

次に、資料3の3(1)投資計画の中それぞれ約51、41、19、3億円となっていて、合計で114億7千万円位になるみたいである。向こう10年間の投資想定だろうが、これの前提として、下水道事業の貸借対照表があると思うが、今、どのくらい下水道施設が古くて、どのくらい手を入れないといけないのか。その当面の見込みがこの114億7千万円なのかと考える。総務省でも貸借対照表を作るような指示になっているだろうが、想定される更新費用の見積もりと、当面すぐやらなくてはいけないもの、長期的な期間で考えていくものがあるだろう。それがストックマネジメントなのかもしれないが。財務4表で積み上げていくと思われる下水道設備は、小田原市ではどの位の現状があって、それがどのくらい老朽化しているのか教えてほしい。

次に、神奈川県勉強会でも、私企業の会計では資産は財産で左側にあつて、資産だというのが、老朽化を考えると企業会計では減損がある。

また、取替えの見積もりを主体的に入れるが、それを勘案すると、右側に引当金やマイナスを入れるが、そういう意味では、公共事業の会計では左側に資産があるが右側の負債のほうが大きいので、資産ではなくマイナスではないのかという勉強会があった。このあたりの見解があれば、ご説明いただきたい。

事務局

それでは、ストックマネジメントについて、ご説明させていただく。

先ほどの説明の中にも出てきたが、現在、長寿命化計画という、管路に特化した計画をたてている。この計画に基づき、管路の改築、更新などを行ってきたが、ストックマネジメント計画では、下水道事業の役割を踏まえて、持続可能な下水道事業の実現を目的に明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価してリスク評価、優先順位をつけて、長期的な施設の状況を予測しながら、管路だけではなくマンホールポンプや中継ポンプ場など、色々な施設もあるので、施設全体を計画的、合理的に管理して、費用の平準化など施設全体の維持管理、構築を最適化していく計画である。

事務局

貸借対照表の平成28年度末の資産額は934億円となっている。こちらの934億円のうち、管きよに係る部分については、853億円。管きよについては、耐用年数が50年とされているので、単純計算してみると、管きよの更新は1年当たり17億円が必要となると考えられる。今後、10年間で約90キロメートルの老朽管が増えていくので、その10年先には130キロメートル程の老朽管が増える見込みである。収入が減っていく中で、このような更新費用の増加に耐えられないので、ストックマネジメント計画を使って、リスク分析をする。リスクの大きい部分から徐々に改築を行っていくものである。

次に2番目の現状と課題の下のグラフの部分についてである。

平成28年度の繰入金については、国が示す繰入基準で算出した金額が下水道事業には繰り入れられていません。繰り入れの足りない部分については、企業債平準化債を借りて、借金を返すために借金をしている状況である。なぜ、その平準化債を用いるのかというと、耐用年数は50年であるが、企業債の償還については30年間である。資産は50年間持つ計画であるが、起債は30年で返さなければならない。そこで、20年間追加で借りることができる制度を利用して、その差額を埋めているところである。

委員

ありがとうございました。934億円は50年間の償却後の28年3月における計算上の簿価ということによろしいか。10年間で90キロメートル、それ以降は130キロメートルと老朽化が進むということが分かっているということだが、先ほどの114億円とのバランスでいうと、どのくらいの金額のイメージになるのか教えてほしい。平準化債による返済が猶予されているということであるが、金額的には企業債のうち、どの位入っているのか教えてほしい。

事務局

貸借対照表の934億円であるが、取得価格から累計額を差し引いた金額である。更新費用については、今後10年間で28キロメートル改築する予定で、その金額については、33億7千万円と見込んでいる。

委員

130キロメートルを掛け割りして、156億円（(33億7千万円/28キロメートル) × 130キロメートル）というイメージでいいか。

事務局

大体良いと思う。1メートル当たり大体、12万円から13万円となっている。

会長 その数字は実績か。少し金額が安い気がする。

事務局 そうですね。計画上の金額で12万円から13万円です。小田原市でやっているものはもう少し短くやっているの、金額的にはもう少し高くなると思う。

会長 そうだと思う。条件にもよるが、付け替えに12～13万円だと無理じゃないかと思う。

事務局 老朽管きよの更新については、上から土を掘って管を入れ替える開削という工法ではなく、既存のマンホールに機械をセットして、管の内側からコーティングする方法をとるので、通常の開削に比べて、メーター当たりの単価は比較的低くなる。標準耐用年数が50年を迎える管きよが10年間で130キロメートルということであるが、先ほども話したように、リスク評価、優先順位付けなどにより130キロメートルすべてを更新するということではない。必要なところを必要な時期にマネジメントしながら改築、更新をしていく。

会長 具体的には、延命策をどう取るかということですね。

事務局 企業債の借入れが全部で約18億4千万円。そのうち建設に関わらない借入れは12億2千万円となっています。

会長 それがいわゆる借り換えか。

事務局 そうである。

会長 そうすると繰入金の不足分をはるかに上回っているわけである。

事務局 建設と償還の差額があるので、そういう部分では、致し方ないと思っている。申し添えるが、起債の借入の残高は毎年減少するように努力している。

会長 返済額以上に借り入れないということか。

事務局 そうである。

委員 平成28年度の934億円の簿価があるが、それに対しての返済しなければいけない企業債残はどのくらいか。

事務局 平成28年度末で、約443億円となっている。

会長 売り上げに相当する下水道使用料の10倍を越えているということか。

委員 参考資料の下水道事業経営戦略の様式があるが、きちんと総務省の指針に従って計画を作るつもりなのか。先程お話が出ていた通りで、下水道の管きよの耐用年数は50年だが、その通りやったら破綻する。横浜市では100年を越えて使用している管きよはいくらでもある。一定の総務省の指針があるので、それに沿って作っていくが、どこを押さえなければいけないのか。小田原市の現状を踏まえて、計画を作っていないといけない。事務局が説明されたように、小田原市は不明水が多いという特殊要因もある。下水道の普及率をどの程度考えていくのか。まだ普及されていない地域をどの程度維持していくのか。そのあたりが不確定な部分があるので、総務省の教科書どおりに計画を積み上げようとしないほうがいい。もう少し現実に合わせて、特殊要因も想定しながら小田原市に合った計画を作ってもらうのがもっとも妥

だと思う。

資料3ですごく気になるのが、課題として人口が減少し下水道使用料が将来的に毎年度5千万円程度減少する見込みだと書いてある。本当に毎年5千万円ずつ減少したら大変な問題だが、本当にそうなのか。確かに減少していくが、あるところにいくと、ある程度減らないところも出てくる。そういう見込みをどう捉えていくのか。事業収支をみると、大事なのは下水道使用料で、収入のほとんどである。10年先をみて、どの程度見込んでいるのかがとても大事だと思う。当然維持するためにどうしても必要なら、料金を上げなければいけないということも出てくる。雨水は基本的に公費負担だが、汚水は自己責任で料金として払ってもらうので、その見合いをどうみていくのか。小田原の現状に合わせて考えていくことが大事である。下水道使用料の収入は、10年先をにらんで収入を見込んでいくことが最も大事である。それに合わせて維持修繕の計画を作っていかなければいけない。逆ではない。更新や償却、借金がこれだけあるから収入をあげるという話の逆で、収入に合わせて維持管理や借入れをするにはこれだけ必要だという話をしていかないと、持続的で市民の納得のいく長期的な計画にならない。そこを良く考えていかないとまずいと思う。総務省は、全国の標準的なものをみて、小田原市だと中核市を想定したモデルとして作っているのだから、これを正しいと考えるほうがいい。

小田原市の特徴と現実に合わせて作る必要があると思う。ぜひ、その検討をしていただかないと、市民のみなさんが怒ってしまうと思う。

会長

ありがとうございました。償還金が支出の半分を超えている。数年すると減額してくるので、少し余裕がでてくる。委員のおっしゃりたいことを言い換えると、楽になるまで少し先延ばししたらどうですかということだろうと思う。建設改良費が一番調整しやすい。支出の部分で償還金はいずれ減るだろうが、しばらくは変わらない。むしろ一部、一時増える。維持管理費を

削りたいが、下水処理場を持っていないので減らないため、建設改良費で調整するしかない。どこまで調整することが可能なのかという検討である。今後10年間で余裕がでるのが、後ろのほうしかないのかもしれないが、上手い割り振りを考えていったらどうですかということだと思うが、よろしいか。

委員 現状に合わせて考えられた計画を策定していかないと、料金をもっと上げなければいけないという話になってしまう。

会長 実際には、借入金にこれ以上頼るわけにはいかないのです、そうせざるを得ないだろうと思う。

事務局 示唆に富んだ色々なご指摘ありがとうございます。持続可能な下水道事業の運営を基本に考えていて、10年間の投資計画をしている。現時点の見込みではこのくらい必要だろうというのはあるが、ストックマネジメント計画も今後策定する予定であり、その中で今後の耐用年数も、標準にとらわれず実質的に何年もたせるのか、またもつのかということ踏まえながら行っていく。このストックマネジメント計画の策定と合わせて、この経営戦略の見直しを考えています。ご指摘いただいたように、小田原市の考え方をしっかり持って、無理のない計画作り、経営戦略を作成したいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

会長 国からの補助金も耐震化に対しては出るので、耐震化にからめて計画することも必要かもしれない。ご発言も尽きたと思いますので、報告事項(2)「小田原市下水道事業経営戦略(案)について」を終わります。

それでは、(3)その他でございます。事務局から委員の皆様にお伝えしたい事項があると聞いておりますので、お願ひします。

それでは、その他といたしまして、「下水道使用料の徴収漏れについて」ご報告いたします。

下水道使用料の徴収漏れにつきましては、今年5月31日に発表を行い、また、6月9日には、市議会の建設経済常任委員会において報告を行いました。お手元の審議会資料4をご覧ください。

調査の経緯といたしましては、徴収漏れに関する調査につきましては、平成27年1月に徴収漏れの事例が確認されましたことを機に、ほかにも徴収漏れがある可能性も考えられるため、取り掛かりました。「1 徴収漏れの件数と金額」でございますが、市内の水栓、これは水道のメーターのことですが、約85,600件のうち、213件、確認できる金額で約5,960万円の徴収漏れが判明いたしました。この金額は、確認ができる10年間、平成19年4月から平成29年3月までの合計金額でございます。

次に、「2 調査の方法」でございますが、(1) 書類調査では、水道料金が賦課されている市内の水栓約85,600件のうち、下水道使用料が賦課されていない水栓約15,000件を抽出し、さらに、下水道が未整備である下水道処理区域外の地域などを除いたうえで、下水道に接続している可能性のある水栓を抽出する作業を行いました。(2) 現地調査では、下水道に接続している可能性のある水栓220件につきまして、平成29年4月から5月にかけて、下水道部職員が実際に現地に赴き、外観調査（排水設備や公共ますの状況を調査）等を行い、その結果、213件の徴収漏れを確認いたしました。

次に、「3 徴収漏れの原因」でございますが、主な原因といたしましては、下水道への接続工事施工時にすべき届出をしていなかった、いわゆる無届工事と、料金システムへの入力漏れ等の事務手続き上の誤りによるものとなっ

ております。それでは、「下

水道の場合（橘地域のみ）は神奈川県企業庁に委託して実施しています。

フロー図の①から⑤までは、実際の使用者と市とのやり取りの流れでございます。まず、下水道に接続しようとする使用者は、下水道接続のための排水設備設置工事の着手前に、①の排水設備新設等確認申請を市に提出し、市は②として受付・確認を行います。次に、排水設備工事が完成しましたら、③の排水設備等完成届を市に提出し、市では、④として下水道に接続する排水設備の状況の検査を行います。④の検査が終わりましたら、⑤の下水道使用開始等届が市に提出され、⑥としてその情報を料金管理システムに入力いたします。水道事業者では、システムに入力された情報を基に、水道料金と合わせ、下水道使用料を賦課・徴収しています。以上が「下水道使用料徴収開始の流れ」の概要でございます。

次に、フロー図の下段の「徴収漏れが発生した事例」でございますが、一つ目の「無届工事」とは、排水設備の新設等の工事をする場合に、フロー図の①の「排水設備新設等確認申請」の手続きが無かったものでございます。したがって、市では、下水道接続の事実を把握することができず、下水道使用料が徴収漏れとなったものでございます。

次に、二つ目の「下水道使用開始等届の記載内容変更に対する確認不足」でございますが、フロー図の⑤「下水道使用開始等届」が提出され、料金管理システムへの入力後に、建て替え等の場合、新たな水栓の番号となったものの変更内容の確認漏れがあったことから、入力が行われず、徴収漏れとなったものでございます。

次に、三つ目の「システムへのデータの入力漏れ」でございますが、⑤「下水道使用開始等届」の内容の、料金管理システムへの入力が漏れたものがございます。なお、システムへの入力のもととなります⑤の開始等届につきましては、保存期間の5年を経過し確認できないため、現在確認できる排水設備工事台帳の記載内容をもとに、原因を推測したものも含まれておりますこ

とをご承知願います。

資料の左側にお戻りください。「4再発防止策」でございますが、4点に渡る対策を実施、または実施に向け調整を行っております。(1)といたしまして、今までの事務処理体制をもう一度見直し、しっかりとした体制や事務の流れを構築していくとともに、下水道使用料徴収等を委託している水道事業者との連携体制の強化を図ってまいります。(2)といたしましては、下水道使用料の徴収等に係るデータ入力チェック体制の強化につきましては、既に二重チェックの体制を敷き取り組んでおりますが、(1)の事務処理体制の見直しと絡めて再度強化を図ってまいります。(3)といたしまして、無届工事防止のために、工事関係者や市民の方々に対しまして、適正な届け出手続きが行われるよう周知徹底を図りますとともに、建築審査部門との更なる連携の強化を図ります。また、(4)といたしまして、現在、下水道処理区域内にある未接続世帯への臨戸訪問による接続勧奨を行っておりますが、それとあわせ接続確認を行っておりますことから、今後も、引き続き、戸別訪問を実施していきたいと考えております。

最後に、「5その後の状況」でございますが、対象のご家庭等への訪問によるご説明や、文書による通知を行い、乙地区については8月検針分から、甲地区については9月検針分から下水道使用料の徴収を開始し、遡及分については徴収に向けた手続きを現在も引き続き行っております。

以上をもちまして、「下水道使用料の徴収漏れについて」のご報告を終わりにいたします。

会長

説明が終わりました。ただ今の説明について、ご質疑等ございますか。これは、小田原だけではなく結構あるんですよ。いわば、縦割り行政の弊害みたいなものですが。使用者と下水道部に資料のやりとりがありますが、実際は工事業者が代行する。建築主がこんなことが起きているのは知らない。工事業者が届けなくて工事をしてしまったケースが幾つか見られたというこ

とです。今は指定工事店制ですが、小田原市内に限らず、規制緩和で日本全国どこの業者でも工事ができるようになっていきます。市としても教育指導や周知・徹底しにくいということもある。

委員

5年以内と書いてあるので、時効の議論なのかもしれない。④検査は、届出がないのを検査するのは物理的に無理だろうが、検査の義務が下水道部にあると言われる部分もあるのではないかと思う。時効に至ってないところは、相談してからだろうがご本人に負担してもらおう。時効に至ってしまったものはしょうがないが、検査をきちんとしていないからだと言われたら、どういふふうに対応をしたらいいのか教えてほしい。

事務局

④の検査は、排水設備の検査になる。排水設備が規格通りになっているかの検査なので、時効の話に関するものではない。下水道使用料は消滅時効が5年間となっており、5年を経過したものは徴収することができないものとなっている。

委員

無届工事の61件は、時期や場所が集中しているのか。分析はできているのか。また、時期やどこの地区が多いとかが分れば教えてほしい。

事務局

61件の無届工事は、集合住宅がかたまっており、年度も集中している。4棟位の集合住宅があり、2/3位を占めている。他のものは、一戸建てもあるが、年度もばらばらである。この徴収漏れを契機として、そういうことをした業者にペナルティーができるのかを検討しているところである。

会長

指定業者制度は下水道もそうだが、水道もそうである。国会の解散により水道法の改正が廃案になってしまったが、来年度同じ案が出る。今は、一旦指定されるとずっと指定され続けるが、10年間ごとに届出をしなければい

会長 けなくなる。今は業者の把握ができていないところが結構あるが、この水道法の改正法案が通ると、下水道が準じるかは別の問題だが、実態がもう少しはっきりしてくるので、指導もしやすくなると思っている。

事務局 下水道の指定業者は5年更新である。

会長 下水道の工事は国家資格はいらないが、水道は、主任技術者で国家資格が必要である。非常に複雑な手続きの中で、横の連絡をきちんとなしないと、もれてしまう。施主としては確認申請が通ればいらいしか考えていないので、そのあたりとの連絡も必要だと思います。

ご発言も尽きたと思いますので、(3)その他を終わります。この他に委員の皆様から何かございますでしょうか。

ご発言もありませんので、本日の審議会を終了といたします。委員の皆様お疲れ様でした。それでは、進行を事務局へお返しします。

事務局 会長及び委員の皆様、お疲れ様でした。それでは、以上で第1回小田原市下水道運営審議会を閉会させていただきます。なお、本年度の審議会につきましては、今回で終了とし、今後開催する予定はございませんので、ご承知おき願います。また、来年度につきましては、改めましてご連絡いたしますので、よろしく願いいたします。長時間にわたり、ありがとうございました。